（酒税課の所掌事務）

第四百七十五条　酒税課は、次に掲げる事務（鑑定官室並びに関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、国税訟務官室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～九　略］

２　［略］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百八十三人以内を置く。

２　［略］

（副署長）

第五百四十六条　各税務署を通じて副署長五百二十四人以内を置く。

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

○財務省令第六十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（本省及び国税庁の定員） **第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。			（本省及び国税庁の定員） **第一条**　財務省の本省及び国税庁の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	一六、六一四人		本省	一六、六二七人	
国税庁	五五、九五四人		国税庁	五五、九八〇人	
合計	七二、五六八人		合計	七二、六〇七人	

附　則

１　この省令は、令和三年九月一日から施行する。

２　この省令による改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、令和三年九月三十日までの間においては、一六、六五一人とする。